

薬液注入届

令和 年 月 日

大阪市長 様

届出会社

印

次のとおり薬液注入工事を施行しますので届出ます。

工事場所	大阪市 区 丁目 番号
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
上記使用期間に おける 使用総量	m ³
薬液名	
注入範囲	地下 mから mまで
届出会社 担当者名及び 連絡先	担当者名 連絡先 ()
本体工事名称	
本体工事 施工業者名 担当者名 及び連絡先	本体工事施工業者名 担当者名 連絡先 ()

(※)・本届出には、現場見取図 (A-4版(標準)) をご添付ください。

- ・本届出は正1部、副(写し可)2部をクリアウォーターOSAKA株式会社へご提出ください。
- ・本届出における届出会社は、薬液注入工事を施行する会社等としてください。

薬液注入工事についての注意事項

1. 大阪市は、下水道条例第 15 条で「土砂、ごみ、油類、農薬、その他公共下水道に障害を及ぼすおそれのあるものを公共下水道に投入し又は排出してはならない。」と規定し、下水道施設の機能の保全について、関係市民の協力を求めています。
2. 工事現場において薬液等が、公共下水道へ流入しないように万全の措置をとってください。万一、薬液等を公共下水道へ流入させたり、不法投入したこと等により、下水道施設を損傷した場合は、下水道法第 18 条の規定により、影響区間を含め、その損傷復旧費用は全額原因者の負担となります。
3. 薬液等を公共下水道へ流入させ、公共下水道の機能の保全に障害をきたしたときは、下水道法第 45 条による罰則が適用されます。
薬液等の廃液については、適切に処理されるようお願いいたします。
4. 万一、薬液等を公共下水道へ流入させた場合は、早急に担当の管路管理センターまでご連絡ください。

《薬液注入届のご提出先》クリアウォーターOSAKA 株式会社

《クリアウォーターOSAKA 株式会社連絡先》

管路管理センター名	担当行政区	所在地	電話番号
中浜管路管理センター	都島区・旭区・城東区 鶴見区	城東区中浜 1 丁目 17-10 (東部方面管理事務所内)	06-6969-5843
田島管路管理センター	天王寺区・東成区 生野区	生野区田島 1 丁目 17-13 (田島工営所内)	06-6751-5048
津守管路管理センター	大正区・浪速区 西成区	西成区津守 2 丁目 7-13 (西部方面管理事務所内)	06-6567-6516
市岡管路管理センター	中央区・西区・港区	港区市岡 2 丁目 15-74 (市岡工営所内)	06-6576-0700
住之江管路管理センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1 丁目 1-189 (南部方面管理事務所内)	06-6686-1909
平野管路管理センター	阿倍野区・東住吉区 平野区	平野区平野西 1 丁目 4-29 (平野工営所内)	06-6705-0342
海老江管路管理センター	北区・福島区・此花区 西淀川区	此花区高見 1 丁目 2-47 (北部方面管理事務所内)	06-6462-3919
十三管路管理センター	淀川区・東淀川区	淀川区野中南 2 丁目 8-41 (十三工営所内)	06-6306-1734